

社会福祉施設等施設整備費の国庫補助の徹底について（抜粋）

発社援第 1005003 号

都道府県知事

平成 17 年 10 月 5 日

各指定都市市長あて 厚生労働省事務次官

（最終改正令和元年 6 月 27 日）

中核市市長

別紙 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

(5) 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(8) 間接補助事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この間接補助金の全部又は一部を取り消すことがある。